## 対象事業選定基準(4月実施分)

平成22年度4月の事業仕分け対象とする事業については、政策的判断を要するものとして、平成22年度6月補正予算編成に向けて、現在の社会経済状況下の中で、市が行う事務事業について選択と集中を行うため下記の基準をもとに対象事業を選定する。

## 1 事業仕分けの対象とする事務事業

事務事業の具体的な内容から、事業仕分けにより必要性や妥当性について あらためて検討する必要がある事務事業

- ①市の優位性、独自性を発揮するためのもの、また、そのための条件整備的な もの
- ②事業開始から経年しており、当初の目的を達成している可能性があるもの
- ③他の事務事業の成果と重複している可能性があるもの
- ④サービスが特定の受益者に偏っている可能性があるもの
- ⑤事業実施に市の裁量があるものとして、一般財源のみで構成するもの
- ⑥民間や国・県でも同様な事業を行っている可能性があるもの

## 2 事業仕分けの対象外とする事務事業

事業の具体的な内容から、市として継続的に実施する必要がある、経常経費的な事務事業

- ①市民の安全を守るために緊急的なもの又は重大事態へ対応するためのもの
- ②市民の日常的な安全の確保に必要なもの
- ③市民の平均的な生活水準の確保に必要なもの
- ④行政組織を維持するために必要なもの、また、行政内部の節減努力で経費削減が可能なもの
- ⑤事業費が極端に少なく行政内部の節減努力で経費削減が可能なもの